

令和2年
4月

トラック輸送の 「標準的な運賃」 が定められました

国土交通省では、トラックドライバーの労働条件の改善・ドライバー不足の解消を図り、安定した輸送力を確保するため、トラック運送事業者が法令を遵守して**持続的に事業を行う際の参考となる標準的な運賃の告示**を行いました



トラック輸送の「標準的な運賃」に
ご理解・ご協力をお願いいたします



国土交通省



公益社団法人
全日本トラック協会

平成30年12月

「貨物自動車運送事業法」が改正されました

経済活動・国民生活を支えるトラック運送業の健全な発達を図るため規制の適正化を図るほか、その業務について、令和6年度から時間外労働の限度時間（960時間）が設定される（＝働き方改革法施行）こと等を踏まえ、**その担い手である運転者を確保できず、重要な社会インフラである物流が滞ってしまうことのないよう、緊急に運転者の労働条件を改善**する必要があること等に鑑み、以下の措置が講じられました。

規制の適正化

事業者が遵守すべき
事項の明確化

荷主対策の深度化

標準的な運賃の告示制度の導入

背景

- 原価を回収できる運賃（対価）の収受が必要
- 結果、法令遵守した、持続的な経営が困難

標準的な運賃の
告示制度の導入

（令和2年4月24日告示）
法令を遵守して、持続的に事業を
行う際の参考となる運賃の告示

国土交通省が告示した

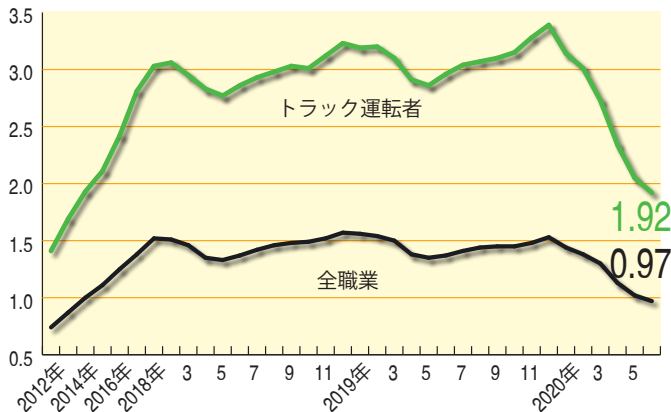
標準的な運賃は次のように設計されています。

運賃表の種類		距離制運賃		時間制運賃	
地域		地方運輸局等のブロック（10ブロック）単位			
車型		バン型の車両で設定			
車種					
		小型車 (2t クラス)	中型車 (4t クラス)	大型車 (10t クラス)	トレーラー (20t クラス)
対象となる 運送契約		車両を貸し切って貨物を運送する場合の契約を前提に設定			
元請・下請の 関係		元請事業者の備車費用・管理料は含まず、実運送を行う場合に要する原価について計算			

データで見るトラック運転者

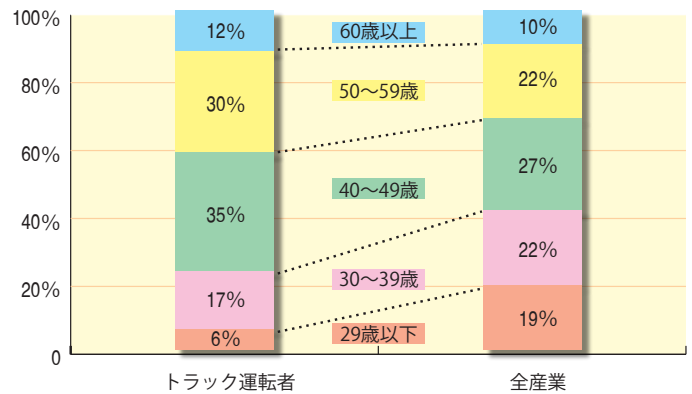
トラック運転者不足

有効求人倍率 全職業平均より約 2.0 倍高い



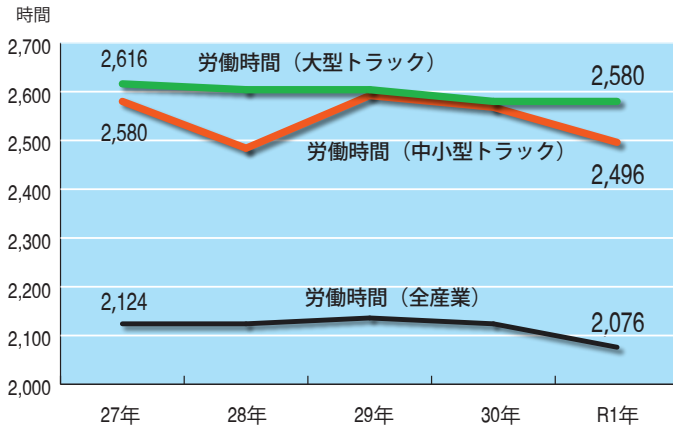
トラック運転者の高齢化

年齢構成 全産業平均より若年層の割合が低く、高齢層の割合が高い



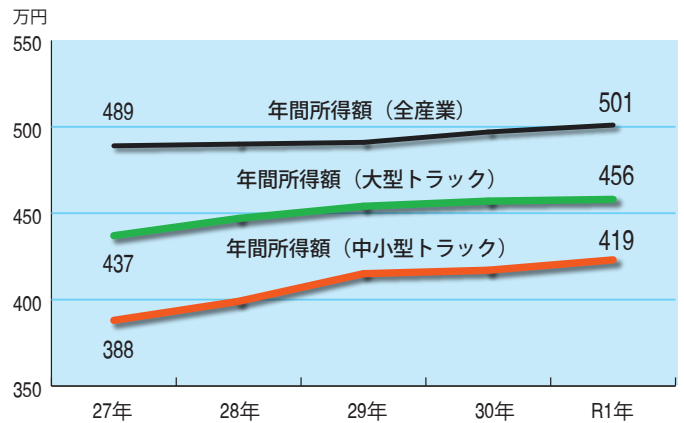
他産業と比べ長時間労働

年間労働時間 全産業平均より約 2 割長い



他産業と比べ低い賃金

年間所得額 全産業平均より約 1 割～2 割低い



(出所) 「一般職業紹介状況」及び「賃金構造基本統計調査」(厚生労働省)「労働力調査」(総務省)

「標準的な運賃」

料金や実費

料金(待機時間料、積込・取卸料、附帯業務料)や実費(高速道路利用料、フェリー利用料、燃料サーチャージ等)については**標準的な運賃には含まれていない**ため、別途収受することとされています。

運賃(運送の役務の対価)

+

料金(積込・取卸料、附帯業務料)
実費(高速道路利用料、フェリー利用料等)

運賃、料金の適用ルール

運賃、料金、実費をどのようなルールで適用するか、割増や割引の適用方法等、告示内容を補完する事項を各トラック運送事業者が「**運賃料金適用方**」として定めます。

- 割増** 特殊車両、休日、深夜・早朝、品目別、特大品、悪路、冬期、地区割増
- 割引** 長期契約、往復割引
- その他** 割増・割引範囲の設定、個建、待機時間料、積込・取卸料、附帯業務料、実費(有料道路、フェリー利用料等)

取引先毎に契約書・覚書により取引条件を規定

標準的な運賃の告示内容

〔令和 2 年国土交通省告示第 575 号（令和 2 年 4 月 24 日）〕

I 距離制運賃表

北海道運輸局

(単位:円)

キロ程	車種別 小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)
10km	12,450	14,480	18,610	23,280
20km	13,980	16,290	21,080	26,500
30km	15,510	18,100	23,550	29,710
40km	17,050	19,910	26,010	32,930
50km	18,580	21,710	28,480	36,150
60km	20,120	23,520	30,940	39,370
70km	21,650	25,330	33,410	42,580
80km	23,180	27,140	35,870	45,800
90km	24,720	28,940	38,340	49,020
100km	26,250	30,750	40,800	52,240
110km	27,780	32,530	43,190	55,340
120km	29,310	34,310	45,570	58,440
130km	30,840	36,090	47,960	61,550
140km	32,370	37,870	50,350	64,650
150km	33,900	39,650	52,730	67,760
160km	35,430	41,430	55,120	70,860
170km	36,950	43,210	57,500	73,970
180km	38,480	44,990	59,890	77,070
190km	40,010	46,770	62,270	80,170
200km	41,540	48,540	64,660	83,280
200kmを超えて 500kmまで20kmを 増すごとに加算する金額	3,050	3,530	4,700	6,110
500kmを超えて 50kmを増すごとに 加算する金額	7,610	8,810	11,740	15,270

東北運輸局

(単位:円)

キロ程	車種別 小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)
10km	11,980	13,970	18,050	22,600
20km	13,470	15,740	20,470	25,760
30km	14,960	17,500	22,880	28,920
40km	16,460	19,270	25,300	32,080
50km	17,950	21,030	27,720	35,240
60km	19,450	22,800	30,130	38,400
70km	20,940	24,560	32,550	41,560
80km	22,430	26,330	34,970	44,720
90km	23,930	28,090	37,390	47,870
100km	25,420	29,860	39,800	51,030
110km	26,910	31,590	42,140	54,080
120km	28,400	33,330	44,480	57,120
130km	29,880	35,060	46,810	60,170
140km	31,370	36,800	49,150	63,210
150km	32,860	38,530	51,490	66,260
160km	34,350	40,270	53,820	69,300
170km	35,840	42,010	56,160	72,350
180km	37,320	43,740	58,500	75,390
190km	38,810	45,480	60,830	78,440
200km	40,300	47,210	63,170	81,480
200kmを超えて 500kmまで20kmを 増すごとに加算する金額	2,960	3,440	4,600	5,990
500kmを超えて 50kmを増すごとに 加算する金額	7,410	8,590	11,500	14,970

関東運輸局

(単位:円)

キロ程	車種別 小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)
10km	15,790	18,060	22,540	27,940
20km	17,600	20,160	25,330	31,550
30km	19,410	22,270	28,120	35,160
40km	21,220	24,370	30,920	38,770
50km	23,040	26,480	33,710	42,380
60km	24,850	28,580	36,500	45,990
70km	26,660	30,690	39,290	49,600
80km	28,470	32,790	42,090	53,200
90km	30,280	34,890	44,880	56,810
100km	32,090	37,000	47,670	60,420
110km	33,910	39,090	50,390	63,930
120km	35,730	41,170	53,110	67,430
130km	37,550	43,260	55,830	70,940
140km	39,360	45,340	58,550	74,440
150km	41,180	47,430	61,270	77,950
160km	43,000	49,510	64,000	81,450
170km	44,820	51,600	66,720	84,960
180km	46,630	53,690	69,440	88,460
190km	48,450	55,770	72,160	91,970
200km	50,270	57,860	74,880	95,470
200kmを超えて 500kmまで20kmを 増すごとに加算する金額	3,630	4,140	5,370	6,910
500kmを超えて 50kmを増すごとに 加算する金額	9,070	10,360	13,430	17,280

北陸信越運輸局

(単位:円)

キロ程	車種別 小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)
10km	12,530	14,560	18,680	23,360
20km	14,070	16,370	21,150	26,580
30km	15,600	18,190	23,620	29,800
40km	17,140	20,000	26,090	33,020
50km	18,680	21,810	28,560	36,240
60km	20,220	23,630	31,030	39,460
70km	21,760	25,440	33,500	42,690
80km	23,300	27,250	35,970	45,910
90km	24,840	29,060	38,440	49,130
100km	26,380	30,880	40,910	52,350
110km	27,910	32,660	43,300	55,460
120km	29,450	34,450	45,690	58,570
130km	30,980	36,230	48,080	61,680
140km	32,520	38,020	50,470	64,790
150km	34,050	39,800	52,870	67,900
160km	35,590	41,590	55,260	71,010
170km	37,120	43,370	57,650	74,120
180km	38,660	45,160	60,040	77,220
190km	40,190	46,940	62,430	80,330
200km	41,730	48,730	64,820	83,440
200kmを超えて 500kmまで20kmを 増すごとに加算する金額	3,060	3,540	4,710	6,120
500kmを超えて 50kmを増すごとに 加算する金額	7,640	8,850	11,770	15,290

中部運輸局

(単位:円)

キロ程	車種別	小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)
10km		14,390	16,530	20,790	25,850
20km		16,080	18,500	23,430	29,270
30km		17,770	20,480	26,070	32,690
40km		19,460	22,450	28,710	36,110
50km		21,150	24,420	31,350	39,530
60km		22,840	26,390	33,990	42,950
70km		24,530	28,370	36,630	46,370
80km		26,220	30,340	39,270	49,790
90km		27,910	32,310	41,910	53,210
100km		29,600	34,280	44,550	56,630
110km		31,290	36,240	47,120	59,950
120km		32,980	38,190	49,690	63,270
130km		34,670	40,140	52,250	66,580
140km		36,370	42,090	54,820	69,900
150km		38,060	44,040	57,390	73,220
160km		39,750	45,990	59,960	76,540
170km		41,450	47,940	62,520	79,850
180km		43,140	49,900	65,090	83,170
190km		44,830	51,850	67,660	86,490
200km		46,520	53,800	70,230	89,810
200kmを超えて 500kmまで20kmを 増すごとに加算する金額		3,380	3,870	5,070	6,540
500kmを超えて 50kmを増すごとに 加算する金額		8,440	9,680	12,660	16,340

近畿運輸局

(単位:円)

キロ程	車種別	小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)
10km		14,330	16,490	20,790	25,860
20km		16,020	18,460	23,430	29,290
30km		17,710	20,430	26,080	32,710
40km		19,400	22,400	28,720	36,140
50km		21,090	24,380	31,370	39,570
60km		22,770	26,350	34,010	43,000
70km		24,460	28,320	36,650	46,430
80km		26,150	30,290	39,300	49,860
90km		27,840	32,270	41,940	53,290
100km		29,530	34,240	44,590	56,720
110km		31,220	36,190	47,160	60,040
120km		32,910	38,140	49,730	63,360
130km		34,600	40,090	52,300	66,690
140km		36,290	42,040	54,870	70,010
150km		37,980	43,990	57,440	73,330
160km		39,670	45,940	60,010	76,660
170km		41,360	47,890	62,580	79,980
180km		43,050	49,840	65,150	83,300
190km		44,740	51,790	67,720	86,620
200km		46,430	53,740	70,290	89,950
200kmを超えて 500kmまで20kmを 増すごとに加算する金額		3,370	3,870	5,070	6,550
500kmを超えて 50kmを増すごとに 加算する金額		8,430	9,680	12,670	16,370

中国運輸局

(単位:円)

キロ程	車種別	小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)
10km		13,000	15,060	19,220	23,980
20km		14,580	16,920	21,730	27,260
30km		16,160	18,770	24,240	30,530
40km		17,740	20,620	26,750	33,800
50km		19,310	22,480	29,270	37,070
60km		20,890	24,330	31,780	40,340
70km		22,470	26,180	34,290	43,610
80km		24,050	28,040	36,800	46,880
90km		25,620	29,890	39,320	50,150
100km		27,200	31,740	41,830	53,420
110km		28,770	33,570	44,260	56,580
120km		30,350	35,400	46,700	59,740
130km		31,930	37,230	49,130	62,910
140km		33,500	39,050	51,570	66,070
150km		35,080	40,880	54,000	69,230
160km		36,650	42,710	56,440	72,390
170km		38,230	44,540	58,870	75,550
180km		39,800	46,360	61,310	78,710
190km		41,380	48,190	63,740	81,870
200km		42,950	50,020	66,180	85,030
200kmを超えて 500kmまで20kmを 増すごとに加算する金額		3,140	3,620	4,800	6,220
500kmを超えて 50kmを増すごとに 加算する金額		7,850	9,060	11,990	15,560

四国運輸局

(単位:円)

キロ程	車種別	小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)
10km		12,280	14,290	18,380	22,990
20km		13,800	16,080	20,830	26,180
30km		15,320	17,870	23,270	29,370
40km		16,840	19,660	25,710	32,560
50km		18,350	21,450	28,160	35,750
60km		19,870	23,250	30,600	38,940
70km		21,390	25,040	33,040	42,130
80km		22,910	26,830	35,490	45,320
90km		24,420	28,620	37,930	48,510
100km		25,940	30,410	40,370	51,700
110km		27,460	32,170	42,740	54,770
120km		28,970	33,930	45,100	57,850
130km		30,480	35,690	47,460	60,930
140km		32,000	37,450	49,830	64,000
150km		33,510	39,210	52,190	67,080
160km		35,020	40,980	54,560	70,160
170km		36,540	42,740	56,920	73,230
180km		38,050	44,500	59,290	76,310
190km		39,560	46,260	61,650	79,390
200km		41,080	48,020	64,010	82,470
200kmを超えて 500kmまで20kmを 増すごとに加算する金額		3,010	3,490	4,650	6,050
500kmを超えて 50kmを増すごとに 加算する金額		7,530	8,730	11,640	15,130

I 距離制運賃表

九州運輸局

(単位:円)

キロ程	車種別	小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)
10km		12,370	14,370	18,430	23,040
20km		13,890	16,160	20,870	26,230
30km		15,410	17,960	23,320	29,410
40km		16,930	19,750	25,760	32,600
50km		18,460	21,550	28,210	35,790
60km		19,980	23,340	30,650	38,980
70km		21,500	25,130	33,090	42,160
80km		23,020	26,930	35,540	45,350
90km		24,540	28,720	37,980	48,540
100km		26,070	30,520	40,430	51,720
110km		27,580	32,280	42,790	54,800
120km		29,100	34,050	45,160	57,880
130km		30,620	35,820	47,520	60,960
140km		32,140	37,580	49,890	64,030
150km		33,660	39,350	52,260	67,110
160km		35,180	41,120	54,620	70,190
170km		36,700	42,880	56,990	73,260
180km		38,210	44,650	59,360	76,340
190km		39,730	46,410	61,720	79,420
200km		41,250	48,180	64,090	82,500
200kmを超えて 500kmまで20kmを 増すごとに加算する 金額		3,020	3,500	4,660	6,050
500kmを超えて 50kmを増すごとに 加算する金額		7,560	8,750	11,650	15,140

沖縄総合事務局

(単位:円)

キロ程	車種別	小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)
5km		10,440	12,220	15,890	19,900
10km		11,150	13,070	17,060	21,430
20km		12,580	14,760	19,390	24,500
30km		14,000	16,450	21,730	27,560
40km		15,430	18,140	24,060	30,620
50km		16,850	19,830	26,400	33,680
60km		18,280	21,520	28,730	36,740
70km		19,700	23,210	31,060	39,800
80km		21,130	24,900	33,400	42,860
90km		22,550	26,590	35,730	45,920
100km		23,980	28,270	38,070	48,980
110km		25,400	29,930	40,320	51,930
120km		26,810	31,590	42,570	54,870
130km		28,230	33,250	44,830	57,820
140km		29,650	34,910	47,080	60,770
150km		31,070	36,570	49,330	63,710
160km		32,490	38,230	51,590	66,660
170km		33,900	39,890	53,840	69,600
180km		35,320	41,540	56,090	72,550
190km		36,740	43,200	58,340	75,490
200km		38,160	44,860	60,600	78,440
200kmを超えて 10kmを増すごとに 加算する金額		1,410	1,640	2,220	2,890

II 時間制運賃表

(単位:円)

種 別			車種別	小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)
			局 別				
基礎額	8時間制	基礎走行キロ 小型車は100km 小型車以外のもの 130km	北海道	31,100	37,260	48,530	61,290
			東北	29,970	36,050	47,170	59,670
			関東	39,060	45,790	57,900	72,440
			北陸信越	31,280	37,440	48,690	61,470
			中部	35,710	42,130	53,700	67,370
			近畿	35,580	42,040	53,710	67,430
			中国	32,420	38,640	49,950	62,950
			四国	30,700	36,800	47,960	60,590
			九州	30,890	36,980	48,060	60,680
			沖縄	28,010	33,890	44,810	56,880
	4時間制	基礎走行キロ 小型車は50km 小型車以外のもの 60km	北海道	18,660	22,360	29,120	36,780
			東北	17,980	21,630	28,300	35,800
			関東	23,440	27,470	34,740	43,460
			北陸信越	18,770	22,470	29,210	36,880
			中部	21,430	25,280	32,220	40,420
			近畿	21,350	25,220	32,230	40,460
			中国	19,450	23,180	29,970	37,770
			四国	18,420	22,080	28,780	36,350
			九州	18,530	22,190	28,840	36,410
			沖縄	16,800	20,330	26,880	34,130

(単位:円)

種 別		車種別 局 別	小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)
加 算 額	基礎走行キロを超える場合は、10kmを増すごとに	北海道	280	340	510	710
		東北	280	340	510	710
		関東	280	340	510	720
		北陸信越	280	340	510	710
		中部	280	340	510	710
		近畿	280	340	510	710
		中国	280	340	510	710
		四国	280	340	510	710
		九州	280	340	510	710
		沖縄	280	340	510	710
	基礎作業時間を超える場合は、1時間を増すごとに(4時間制の場合であって、午前から午後にわたる場合は、正午から起算した時間により加算額を計算する。)	北海道	2,850	2,990	3,200	3,780
		東北	2,720	2,850	3,050	3,600
		関東	3,820	4,000	4,280	5,060
		北陸信越	2,880	3,020	3,230	3,820
		中部	3,430	3,590	3,850	4,550
		近畿	3,400	3,560	3,810	4,510
		中国	3,020	3,160	3,390	4,000
		四国	2,810	2,940	3,150	3,730
		九州	2,840	2,980	3,190	3,770
		沖縄	2,490	2,610	2,790	3,300

Ⅲ 運賃割増率

特殊車両割増	冷蔵車・冷凍車……………	2割
休日割増	日曜祝祭日に運送した距離に限る……………	2割
深夜・早朝割増	午後10時から午前5時までに運送した距離……………	2割

Ⅳ 待機時間料

時間 \ 車種別	小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)
30分を超える場合において 30分までごとに発生する金額	1,670円	1,750円	1,870円	2,220円

Ⅴ 積込料、取卸料、附帯業務料

積込み、取卸しその他附帯業務を行った場合には、運賃とは別に料金として收受

Ⅵ 実費

有料道路利用料、フェリー利用料その他の費用が発生した場合には、運賃とは別に実費として收受

Ⅶ 燃料サーチャージ

別に定めるところにより收受

Ⅷ その他

この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、別に定める。

国土交通省 適正取引相談窓口一覧

担当部局	担当部課	運輸支局担当部署	電話番号	担当部局	担当部課	運輸支局担当部署	電話番号
自動車局	貨物課		03-5253-8575		自動車交通部	貨物課	06-6949-6447
北海道運輸局	自動車交通部	貨物課	011-290-2743	近畿運輸局	大阪運輸支局	輸送部門	072-822-6733
	札幌運輸支局	輸送・監査担当	011-731-7167		京都運輸支局	輸送・監査部門	075-681-9765
	函館運輸支局	輸送・監査担当	0138-49-8863		奈良運輸支局	企画輸送・監査部門	0743-59-2151 (ガイダンス番号 4)
	室蘭運輸支局	輸送・監査担当	0143-44-3012		滋賀運輸支局	企画輸送・監査部門	077-585-7253
	帯広運輸支局	企画輸送・監査担当	0155-33-3286		和歌山運輸支局	輸送・監査部門	073-422-2138
	釧路運輸支局	輸送・監査担当	0154-51-2514	神戸運輸監理部	兵庫陸運部	輸送部門	078-453-1104
	北見運輸支局	企画輸送・監査担当	0157-24-7631		自動車交通部	貨物課	082-228-3438
	旭川運輸支局	輸送・監査担当	0166-51-5272	中国運輸局	広島運輸支局	輸送・監査担当	082-233-9167
東北運輸局	自動車交通部	貨物課	022-791-7531		鳥取運輸支局	輸送・監査担当	0857-22-4120
	宮城運輸支局	輸送・監査部門	022-235-2517 (ガイダンス番号:3)		島根運輸支局	輸送・監査担当	0852-37-1311
	福島運輸支局	輸送・監査部門	024-546-0345 (ガイダンス番号:3)		岡山運輸支局	輸送・監査担当	086-286-8122
	岩手運輸支局	輸送・監査部門	019-638-2155		山口運輸支局	輸送・監査担当	083-922-5336
	青森運輸支局	輸送・監査部門	017-739-1502	四国運輸局	自動車交通部	貨物課	087-802-6773
	山形運輸支局	輸送・監査部門	023-686-4711 (ガイダンス番号:3)		香川運輸支局	企画観光・輸送・監査部門	087-882-1357
	秋田運輸支局	輸送・監査部門	018-863-5813		徳島運輸支局	輸送・監査部門	088-641-4811
関東運輸局	自動車交通部	貨物課	045-211-7248		愛媛運輸支局	輸送・監査部門	089-956-1563
	東京運輸支局	輸送担当	03-3458-9231 (ガイダンス番号:1)		高知運輸支局	輸送・監査部門	088-866-7311
	神奈川運輸支局	輸送担当	045-939-6800 (ガイダンス番号:1)	九州運輸局	自動車交通部	貨物課	092-472-2528
	埼玉運輸支局	輸送担当	048-624-1835 (ガイダンス番号:3)		福岡運輸支局	輸送部門	092-673-1191 (ガイダンス番号:2)
	群馬運輸支局	企画輸送・監査担当	027-263-4440 (ガイダンス番号:1)		佐賀運輸支局	企画輸送・監査部門	0952-30-7271 (ガイダンス番号:1)
	千葉運輸支局	輸送担当	043-242-7336 (ガイダンス番号:2)		長崎運輸支局	輸送・監査部門	095-839-4747 (ガイダンス番号:2)
	茨城運輸支局	輸送担当	029-247-5348 (ガイダンス番号:1)		熊本運輸支局	輸送・監査部門	096-369-3155 (ガイダンス番号:3)
	栃木運輸支局	企画輸送・監査担当	028-658-7011		大分運輸支局	輸送・監査部門	097-558-2107 (ガイダンス番号:3)
北陸信越運輸局	山梨運輸支局	企画輸送・監査担当	055-261-0880	沖縄総合事務局	宮崎運輸支局	輸送・監査部門	0985-51-3952 (ガイダンス番号:2)
	自動車交通部	貨物課	025-285-9154		鹿児島運輸支局	輸送・監査部門	099-261-9192 (ガイダンス番号:3)
	新潟運輸支局	輸送・監査部門	025-285-3124		運輸部	陸上交通課	098-866-1836
	長野運輸支局	輸送・監査部門	026-243-4642		陸運事務所	輸送部門	098-877-5140
	石川運輸支局	輸送・監査部門	076-208-6000 (ガイダンス番号:1)	中部運輸局			
	富山運輸支局	輸送・監査部門	076-423-0893		自動車交通部	貨物課	052-952-8037
	岐阜運輸支局	輸送・監査担当	052-351-5312		愛知運輸支局	輸送・監査担当	052-351-5312
	静岡運輸支局	輸送・監査担当	054-261-1191		岐阜運輸支局	輸送・監査担当	058-279-3714
	三重運輸支局	輸送・監査担当	059-234-8411		三重運輸支局	輸送・監査担当	059-234-8411
	福井運輸支局	輸送・監査担当	0776-34-1602		福井運輸支局	輸送・監査担当	0776-34-1602



公益社団法人

全日本トラック協会

〒160-0004 東京都新宿区四谷三丁目2番5号
TEL: 03-3354-1009 (代表) FAX: 03-3354-1019

適正な運賃・料金の收受 燃料サーチャージへの ご理解をお願いいたします

いくら荷物を運んでも赤字では、事業を継続できません。トラック事業者が減少すると、輸送の円滑な状態は維持もできません。
輸送が滞る日常を考えてみてください。
コンビニ、スーパーに食品が無い！地方の農産品、水産品が都会に届かない！日本経済がとまってしまいうでしょう！

燃料価格の高騰に、76%が20両未満の小規模事業者の集まりであるトラック業界は、運賃・料金の値上げのための交渉さえできないこともあります！

24時間365日、国民生活を支えるため、日夜走り続けるトラックドライバーは、全産業平均より2割長い労働時間、1〜2割少ない賃金のため、新しい担い手が集まりません！
トラックドライバーの労働環境改善が必要です！
各社知恵を絞り何とかやり繰りして必死に事業継続をしています！もう限界です！

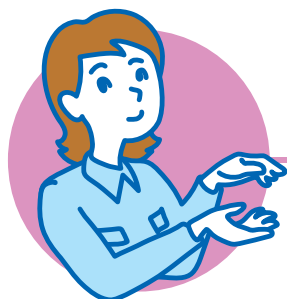
燃料価格
高騰

2023年4月から
月60時間超
割増賃金率50%への
引き上げの対応

2024年問題
時間外労働の上限規制
960時間への対応

**国内輸送の92%を担うトラック輸送はいま最大の危機！
各社の事業継続につながる問題です**

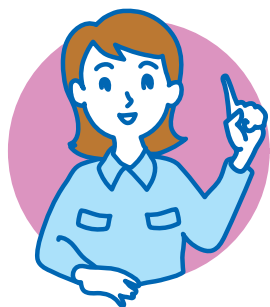
安定的な輸送を確保するためには 標準的な運賃と燃料サーチャージ等 適正な運賃・料金の収受が必要です



燃料サーチャージとは

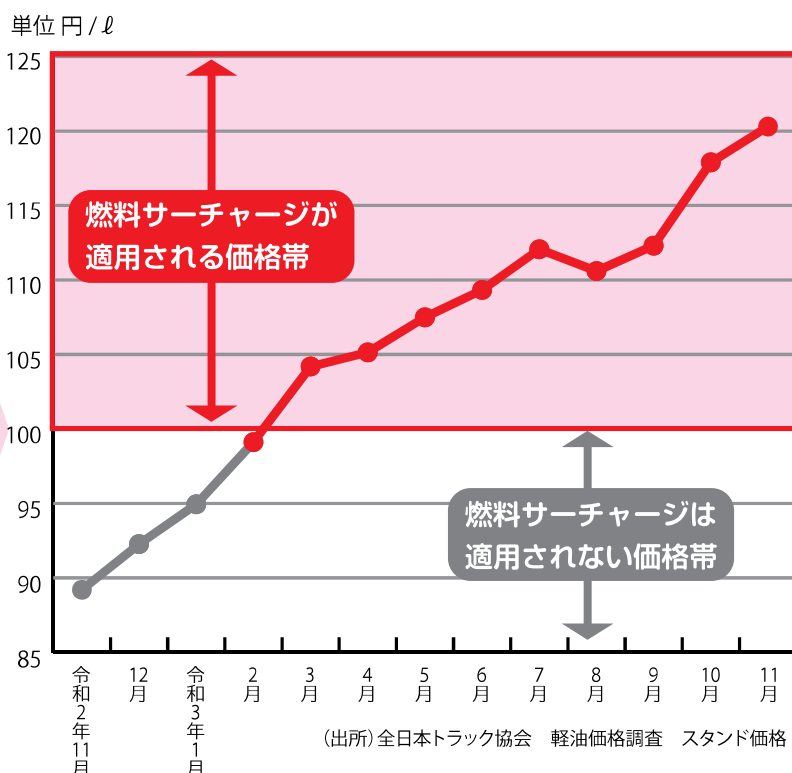
燃料サーチャージとは、燃料等の価格の上昇・下落によるコストの増減分を別建ての運賃として設定する制度です。

「標準的な運賃」の詳細は、
こちらをご確認ください。



軽油価格の推移と燃料サーチャージの考え方

「標準的な運賃」では、
軽油の基準価格は100円/ℓ
に設定されており、それを上回ると
燃料サーチャージが必要となります。



燃料費の上昇分の負担を拒むと 法令違反となるおそれがあります!!

運送委託者が運送事業者から燃料費等の上昇コストを運賃・料金に反映することを求められたにもかかわらず、運賃・料金を不当に据え置くことは、下請法・独占禁止法に違反する恐れがあります。

また、**貨物自動車運送事業法による荷主等に対する「働きかけ」「要請」「勧告・公表」の対象**になります。

燃料費の上昇を踏まえた
運賃・料金の見直しの協議を
拒んでいませんか？

燃料サーチャージの導入要請が
あったにもかかわらず、
協議を拒んでいませんか？



こんな取引を目指しませんか？

- 運送事業者と定期的に協議し、運賃・料金を見直しましょう。
- 急激な燃料価格上昇など突発的な事態に際しては、随時協議により運賃・料金を見直しましょう。

標準的な運賃 燃料サーチャージ計算例

国土交通省告示「標準的な運賃」 関東運輸局 距離別運賃による大型車の計算例

前提
条件

- ・ 走行距離：1,100km（東京～福岡間）〈標準的な運賃 316,590 円〉
- ・ 燃 費：3.3km/ℓ
- ・ 燃料価格上昇額を仮に 20 円上昇とすると→算出上の燃料価格上昇額 17.5 円（※注）

計算式

$$\begin{array}{l} \text{走行距離 (km)} \div \text{燃費 (km/ℓ)} \times \text{算出上の燃料価格上昇額 (円/ℓ)} \\ = 1,100 \text{ (km)} \div 3.3 \text{ (km/ℓ)} \times 17.5 \text{ (円/ℓ)} = 5,834 \text{ 円} \\ \text{(標準的な運賃の約 2\%)} \end{array}$$

※注 標準的な運賃の通達では、基準価格 100 円～105 円は「算出上の燃料価格上昇額」が 2.5 円とされています。以降価格が 5 円上昇するごとに「算出上の燃料価格上昇額」も 5 円上昇するよう規定されています。そのため、20 円上昇の場合は、「算出上の燃料価格上昇額」は 17.5 円となります。

国土交通省

「燃料サーチャージガイドライン」



国土交通省

「標準的な運賃 燃料サーチャージについて」





ご不明な点は各地の相談窓口へ

国土交通省では、適切な運賃・料金の収受について、トラック事業者からの疑問・相談について、各地方運輸局、各地方運輸支局の相談窓口を設けております。

国土交通省 トラック輸送適正取引相談窓口

担当部局	担当部課	運輸支局担当部署	電話番号	担当部局	担当部課	運輸支局担当部署	電話番号
自動車局	貨物課		03-5253-8575	自動車交通部	貨物課		06-6949-6447
北海道運輸局	自動車交通部	貨物課	011-290-2743	近畿運輸局	大阪運輸支局	輸送部門	072-822-6733
	札幌運輸支局	輸送・監査部門	011-731-7167		京都運輸支局	輸送・監査部門	075-681-9765
	函館運輸支局	輸送・監査部門	0138-49-8863		奈良運輸支局	企画輸送・監査部門	0743-59-2151 (ガイドランス番号:4)
	旭川運輸支局	輸送・監査部門	0166-51-5272		滋賀運輸支局	企画輸送・監査部門	077-585-7253
	室蘭運輸支局	輸送・監査部門	0143-44-3012		和歌山運輸支局	輸送・監査部門	073-422-2138
	釧路運輸支局	輸送・監査部門	0154-51-2514	神戸運輸監理部	兵庫陸運部	輸送部門	078-453-1104
	帯広運輸支局	企画輸送・監査部門	0155-33-3286		自動車交通部	貨物課	082-228-3438
	北見運輸支局	企画輸送・監査部門	0157-24-7631		広島運輸支局	輸送・監査部門	082-233-9167
東北運輸局	自動車交通部	貨物課	022-791-7531		鳥取運輸支局	輸送・監査部門	0857-22-4120
	宮城運輸支局	輸送・監査部門	022-235-2517 (ガイドランス番号:3)	中国運輸局	島根運輸支局	輸送・監査部門	0852-37-1311
	福島運輸支局	輸送・監査部門	024-546-0345 (ガイドランス番号:3)		岡山運輸支局	輸送・監査部門	086-286-8122
	岩手運輸支局	輸送・監査部門	019-638-2154 (ガイドランス番号:3)		山口運輸支局	輸送・監査部門	083-922-5336
	青森運輸支局	輸送・監査部門	017-739-1502	四国運輸局	自動車交通部	貨物課	087-802-6773
	山形運輸支局	輸送・監査部門	023-686-4711 (ガイドランス番号:3)		香川運輸支局	企画観光・輸送・監査部門	087-882-1357
	秋田運輸支局	輸送・監査部門	018-863-5811 (ガイドランス番号:3)		徳島運輸支局	輸送・監査部門	088-641-4811
関東運輸局	自動車交通部	貨物課	045-211-7248		愛媛運輸支局	輸送・監査部門	089-956-1563
	東京運輸支局	輸送部門	03-3458-9231 (ガイドランス番号:1)	九州運輸局	高知運輸支局	輸送・監査部門	088-866-7311
	神奈川運輸支局	輸送部門	045-939-6800 (ガイドランス番号:1)		自動車交通部	貨物課	092-472-2528
	埼玉運輸支局	輸送部門	048-624-1835 (ガイドランス番号:3)		福岡運輸支局	輸送部門	092-673-1191 (ガイドランス番号:2)
	群馬運輸支局	企画輸送・監査部門	027-263-4440 (ガイドランス番号:1)		佐賀運輸支局	企画輸送・監査部門	0952-30-7271 (ガイドランス番号:1)
	千葉運輸支局	輸送部門	043-242-7336 (ガイドランス番号:2)		長崎運輸支局	輸送・監査部門	095-839-4747 (ガイドランス番号:2)
	茨城運輸支局	輸送部門	029-247-5348 (ガイドランス番号:1)		熊本運輸支局	輸送・監査部門	096-369-3155 (ガイドランス番号:3)
	栃木運輸支局	企画輸送・監査部門	028-658-7011		大分運輸支局	輸送・監査部門	097-558-2107 (ガイドランス番号:3)
	山梨運輸支局	企画輸送・監査部門	055-261-0880		宮崎運輸支局	輸送・監査部門	0985-51-3952 (ガイドランス番号:2)
北陸信越運輸局	自動車交通部	貨物課	025-285-9154		鹿児島運輸支局	輸送・監査部門	099-261-9192 (ガイドランス番号:3)
	新潟運輸支局	輸送・監査部門	025-285-3124	沖縄総合事務局	運輸部	陸上交通課	098-866-1836
	長野運輸支局	輸送・監査部門	026-243-4642		陸運事務所	輸送部門	098-877-5140
	石川運輸支局	輸送・監査部門	076-208-6000 (ガイドランス番号:1)				
	富山運輸支局	輸送・監査部門	076-423-0893				
中部運輸局	自動車交通部	貨物課	052-952-8037				
	愛知運輸支局	輸送・監査部門	052-351-5312				
	静岡運輸支局	輸送・監査部門	054-261-1191				
	岐阜運輸支局	輸送・監査部門	058-279-3714				
	三重運輸支局	輸送・監査部門	059-234-8411				
	福井運輸支局	輸送・監査部門	0776-34-1602				

本内容について、トラック輸送の取引条件を取り決めする部署に回付し、周知をお願いいたします。



公益社団法人

全日本トラック協会

〒160-0004 東京都新宿区四谷三丁目2番地5号

TEL: 03-3354-1009 (代表) FAX: 03-3354-1019

STOP

無理な輸送を強要されたら…

荷主勧告制度

出典：国土交通省

荷主勧告制度とは

「荷主勧告」は、貨物自動車運送事業法に基づき、トラック運送事業者の過積載運行や過労運転防止措置義務違反等の違反行為に対し行政処分を行う場合に、当該違反行為が荷主の指示によるなど主として荷主の行為に起因するものと認められるときは、国土交通大臣が当該荷主に対し違反行為の再発防止のための適当な措置を執るべきことを勧告するもの。

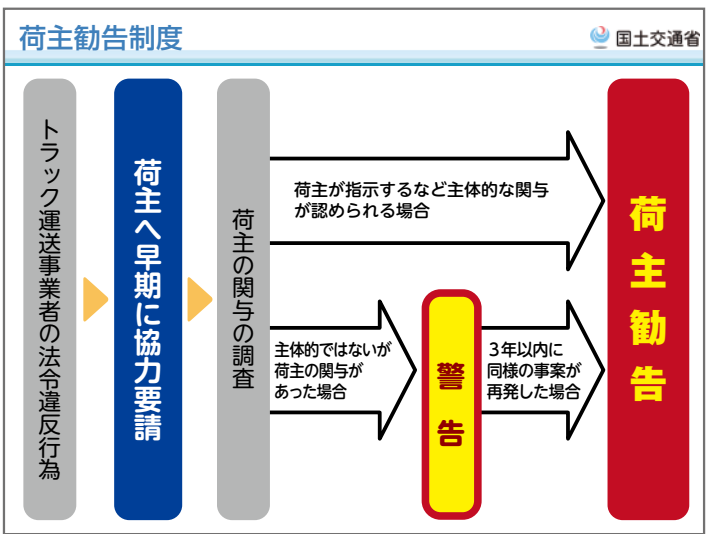
勧告を発動した場合には、当該荷主名及び事案の概要を公表します。

また、法律に基づく勧告のほか、①勧告には至らないものの違反行為への関与が認められる荷主に対する「警告」、②関係機関からの法令違反情報等をもとに関係する荷主を特定し早期に働きかけを行う「協力要請」といった措置を通達により設けています。

こんなときは情報提供を！！

上記とは別に、貨物自動車運送事業法附則第1条の2に規定する違反原因行為に該当しうる荷主の行為の例として、「輸送の安全確保義務違反を招くおそれのある異常気象時など、安全な運行の確保が困難な状況で運行を強要するような行為」も示しています。

輸送の安全を確保できないような運行を強要された場合には下記の国土交通省の「輸送・荷待ち・荷役などに関する輸送実態把握のための意見等の募集窓口」のホームページや適正取引相談窓口へご提供ください。



無理な輸送を強要されたら、下記へ情報提供を！

輸送・荷待ち・荷役などに関する輸送実態把握のための意見等の募集窓口

方法1 QRコードを読み取り！

方法2 ヤフーやグーグルの検索窓に下記の文字を入力して検索！

輸送・荷待ち・荷役などに関する輸送実態把握のための意見等の募集

検索

輸送・荷待ち・荷役などに関する輸送実態把握のための意見等の募集について

国土交通省では、貨物自動車運送事業者及び荷主のみなさまに対して、これまで、「標準運送約款の改正」、「適正取引の推進」、「荷主勧告制度」等を周知してきました。これらの取組みに関するご認識、浸透度、実施状況等の実態把握を行うため、輸送・荷待ち・荷役などに関する意見等の募集窓口を設置致します。

意見等の募集窓口

長時間の荷待ちや契約に含まれない附帯業務（追加業務）など、コンプライアンス確保に影響しうる輸送に関する情報をお持ちの場合は、[こちら](#)へ情報をお寄せください。

●お持ちの情報はこちらへ投稿ください

クリックすると投稿画面が開きます

輸送・荷待ち・荷役などに関する輸送実態把握のための意見等の募集について

意見等の募集の目的

国土交通省では、長時間の荷待ちや契約に含まれない附帯業務（追加業務）など、コンプライアンス確保に影響しうる輸送について、ご意見・事例を収集して実態把握し、今後の施策に活用したいと考えております。

実際に輸送業務を行っている中で、たまたまではなく、それなりに頻度が多く発生する上記のような輸送がございましたら、ご自由にご入力ください。

※意見・事例収集が目的ですので、ご記入頂いた内容について、ご本人、会社や荷主に問い合わせなどをすることはありません。

（意見等を記入されたご本人が、ご自分に連絡を差し上げても差し支えない旨及びご連絡先を明記されていた場合にはご本人に問い合わせさせていただきます。）

・次の質問にお答えください。

Q1. ご意見・事例の分類について、該当する項目1つを選択してください。【必須】

○ 1. 速度違反を惹起するおそれがある非合理的な到着時間の指定等

○ 2. やむを得ない遅延に対するペナルティ等

○ 3. 積込み直前に貨物量を増やすような急な依頼等

○ 4. 荷待ち時間の恒常的な発生等

○ 5. 依頼と異なる積込み作業等

○ 6. 依頼にはなかったラベル貼り・検品などの附帯作業等

○ 7. 高速料金など費用の自己負担等

○ 8. 過度な貨物事故（つぶれ、破損、へこみ、こすれ、擦れなど）への対応等

○ 9. 異常気象によるトラブル等

○ 10. その他、コンプライアンス的に問題と思われるもの

（内容： ）

※複数該当するものがある場合には、項目毎に複数回に分けてご記入ください。

国土交通省 自動車局 貨物課	03-5253-8575	北陸信越運輸局 自動車交通部 貨物課	025-285-9154	中国運輸局 自動車交通部 貨物課	082-228-3438
北海道運輸局 自動車交通部 貨物課	011-290-2743	中部運輸局 自動車交通部 貨物課	052-952-8037	四国運輸局 自動車交通部 貨物課	087-802-6773
東北運輸局 自動車交通部 貨物課	022-791-7531	近畿運輸局 自動車交通部 貨物課	06-6949-6447	九州運輸局 自動車交通部 貨物課	092-472-2528
関東運輸局 自動車交通部 貨物課	045-211-7248	神戸運輸監理部 兵庫陸運部 輸送部門	078-453-1104	沖縄総合事務局 運輸部 陸上交通課	098-866-1836

【参考資料3】

STOP

ドライバーの命と大切な荷物を守るために！異常気象時は運行中止も視野に…

台風等による異常気象時下における無理な運行により、近年、事業用トラックの横転事故等が相次ぐなど、トラック運送事業の遂行に支障をきたす事案が散見されております。

台風等による被害発生が予測される場合には、国から示された「異常気象時における措置の目安」を基に、着荷主・発荷主等とも連携を図りつつ、ドライバーの命と大切な荷物を守るための行動の実践に取り組みましょう。

なお、安全な輸送を行うことができないと判断したにもかかわらず、荷主等に輸送を強要された場合、国土交通省のホームページに設置する「意見等の募集窓口」や、最寄りの地方運輸局又は運輸支局等にその旨通報する手段が設けられています。

⚠ 異常気象時における措置の目安 ⚠

気象状況	雨の強さ等	気象庁が示す車両への影響	輸送の目安※
降雨時 	20～30mm/h	ワイパーを速くしても見づらい	輸送の安全を確保するための措置を講じる必要
	30～50mm/h	高速走行時、車輪と路面の間に水膜が生じブレーキが効かなくなる（ハイドロプレーニング現象）	輸送を中止することも検討するべき
	50mm/h以上	車の運転は危険	輸送することは適切ではない
暴風時 	10～15m/s	道路の吹き流しの角度が水平になり、高速運転中では横風に流される感覚を受ける	輸送の安全を確保するための措置を講じる必要
	15～20m/s	高速運転中では、横風に流される感覚が大きくなる	
	20～30m/s	通常で速度で運転するのが困難になる	輸送を中止することも検討するべき
	30m/s以上	走行中のトラックが横転する	輸送することは適切ではない
降雪時 	大雪注意報が発表されているときは必要な措置を講じるべき		
視界不良（濃霧・風雪等）時 	視界が概ね20m以下であるときは輸送を中止することも検討するべき		
警報発表時 	輸送の安全を確保するための措置を講じた上、輸送の可否を判断するべき		

※ 輸送を中止しないことを理由に直ちに行政処分を行うものではないが、国土交通省が実施する監査において、輸送の安全を確保するための措置を適切に講じずに輸送したことが確認された場合には、「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について（平成21年9月29日付け国自安第73号、国自貨第77号、国自整第67号）」に基づき行政処分を行う。

出典：国土交通省自動車局貨物課長通達 ※この目安は令和2年2月28日現在。

STOP

異常気象時における気象情報等の入手先(例)

※以下の情報サイトは全日本トラック協会が調べた令和2年10月1日現在の情報です。

トラック運送事業者又は運行管理者は、気象情報等から輸送の可否判断を行うこととなりますが、その際、出発地や集貨先、配送先及び輸送経路上の正確な気象情報等の入手先は極めて重要です。
ここに掲げた異常気象時における気象情報等の入手先(例)などを活用し、事業用トラックの横転事故等が発生しないよう輸送の可否判断に万全を期しましょう。

気象情報

※QRコードの位置は誤認識を防ぐ為の配置となっています。

天気予報 	気象庁 天気予報 https://www.jma.go.jp/jp/yoho/ 	気象庁 週間天気予報 https://www.jma.go.jp/jp/week/ 
降雨時 	気象庁 アメダス 降水量 https://www.jma.go.jp/jp/amedas/000.html?elementCode=0 	tenki.jp 雨雲レーダー https://tenki.jp/radar/map/ 
暴風時 	気象庁 アメダス 風向・風速 https://www.jma.go.jp/jp/amedas/000.html?elementCode=1 	YAHOO天気・災害 風予測 https://weather.yahoo.co.jp/weather/wind/ 
降雪時 	気象庁 現在の雪 https://www.data.jma.go.jp/fcd/yoho/snow/jp/ 	気象庁 アメダス 積雪深 https://www.jma.go.jp/jp/amedas/?elementCode=4 
視界不良(濃霧・風雪等)時 	気象庁 気象警報・注意報 濃霧 https://www.jma.go.jp/jp/warn/000_20.html 	CPS-IIPリスクウォッチャー 濃霧注意報・気象警報最新マップ http://agora.ex.nii.ac.jp/cps/weather/warning-map/20/ 
警報発表時 	気象庁 気象警報・注意報 https://www.jma.go.jp/jp/warn/ 	tenki.jp 警報・注意報 https://tenki.jp/bousai/warn/ 
ライブカメラ 映像 	国土交通省 各地方整備局の取組 全国のライブカメラ https://www.mlit.go.jp/road/bosai/LIVEcamera.html 	(公財) 日本道路交通情報センター http://www.jartac.or.jp/jartac_web/info/snowfall2014_.html 

お使いのスマートフォンやパソコンによって画面の表示が異なることがあります。
また、QRコードの読み取りソフトによってサイトまでの表示手順が異なることがあります。

道路・交通情報

通行止め 	国土交通省 ハザードマップポータルサイト https://disaportal.gsi.go.jp/ 	(公財) 日本道路交通情報センター 高速道路や一般道路の通行止め、渋滞、冬用タイヤ必要等の情報 http://www.jartac.or.jp/
渋滞情報 	ドラとら https://www.drivetraffic.jp/ 	
雪道情報 	国土交通省 冬の道路情報 雪みち情報リンク集 https://www.mlit.go.jp/road/fuyumichi/fuyumichi.html 	国土交通省北陸雪害対策技術センター おしえて！雪ナビ http://www.hrr.mlit.go.jp/hokugi/yukinavi/ 
異常気象時の 運転注意点 	国土交通省 冬の道路情報 雪みちの運転テクニックに関するリンク集 https://www.mlit.go.jp/road/fuyumichi/drive.html 	JAF 台風・大雨時のクルマに関する注意点 https://jaf.or.jp/common/attention/flood 

各情報をもとにとるべき行動と、相当する警戒レベルについて

出典：気象庁

情報	とるべき行動	警戒レベル
大雨特別警報	災害がすでに発生していることを示す警戒レベル5に相当します。 何らかの災害がすでに発生している可能性が極めて高い状況となっています。命を守るための最善の行動をとってください。	警戒レベル5相当
土砂災害警戒情報 高潮特別警報 高潮警報※1	地元の自治体が避難勧告を発令する目安となる情報です。避難が必要とされる警戒レベル4に相当します。災害が想定されている区域等では、 自治体からの避難勧告の発令に留意するとともに、避難勧告が発令されていなくても危険度分布等を用いて自ら避難の判断をしてください。	警戒レベル4相当
大雨警報(土砂災害)※2 洪水警報 高潮注意報(警報に切り替える可能性が高い旨に言及されているもの※3)	地元の自治体が避難準備・高齢者等避難開始を発令する目安となる情報です。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当します。災害が想定されている区域等では、 自治体からの避難準備・高齢者等避難開始の発令に留意するとともに、危険度分布等を用いて高齢者等の方は自ら避難の判断をしてください。	警戒レベル3相当
大雨注意報 洪水注意報 高潮注意報(警報に切り替える可能性に言及されていないもの※3)	避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2です。 ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認してください。	警戒レベル2

- ※1 暴風警報が発表されている際の高潮警報に切り替える可能性が高い注意報は、避難が必要とされる警戒レベル4に相当します。
※2 夜間～翌日早朝に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が高い注意報は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当します。
※3 警報に切り替える可能性については、市町村ごとの警報・注意報のページで確認できます。

高速道路情報

全国高速道路交通情報(リアルタイムな渋滞規制情報) ※一部のサイトでは都市高速道路、一般道路の情報も含まれます。		
(公財) 日本道路交通情報センター http://www.jartac.or.jp/ 	アイハイウェイ(中日本) https://www.c-ihighway.jp/pcsite/ 	
 ドラぶら https://www.driveplaza.com/	 アイハイウェイ(西日本) https://ihighway.jp/pcsite/	

異常気象時の高速道路影響予測

国の「緊急情報」や、「特別警報」が発令されるようなときには、高速道路各社と気象予測会社が連携して注意喚起の広報が行われるサイトです。なお、平常時は、「現在、大雨や台風に関する情報を発表していません」などと表示されております。

(株) ウェザーニュース
<https://weathernews.jp/v/road/>


 NEXCO東日本
<https://www.e-nexco.co.jp>

 NEXCO中日本
<https://www.c-nexco.co.jp>

 NEXCO西日本
<https://www.w-nexco.co.jp>

首都高速道路(株)
<https://www.shutoko.co.jp/>

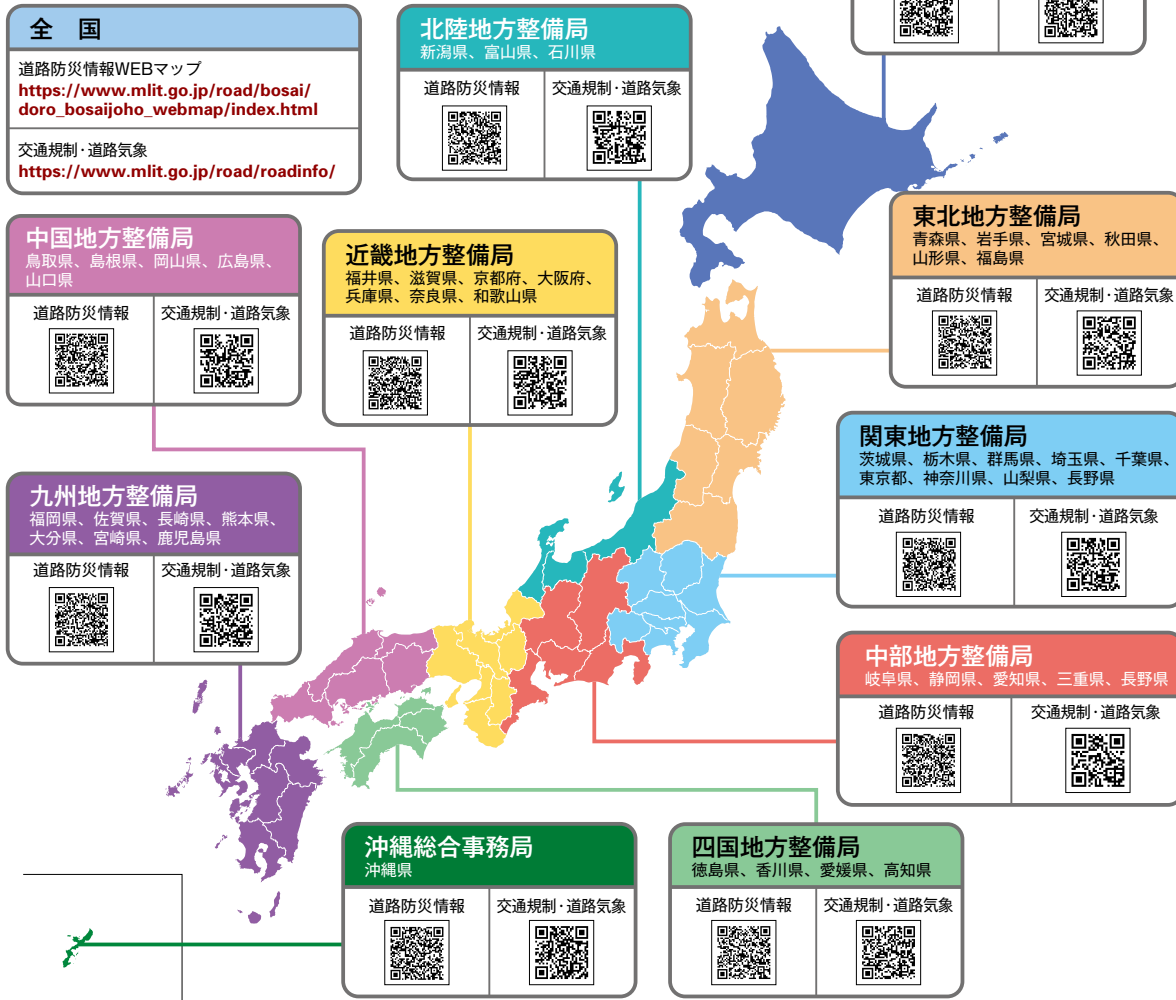

阪神高速道路(株)
<https://www.hanshin-exp.co.jp/company/>


本州四国連絡高速道路(株)
https://www.jb-honshi.co.jp/customer_index/


道路管理者が提供する道路情報

※道路防災情報：事前通行規制区間、冠水想定箇所等

※交通規制・道路気象：道路に関する規制情報やお天気情報、路面情報



輸送支援サービス※有料

	(一財) 日本気象協会 GoStopマネジメントシステム https://www.jwa.or.jp/news/2020/05/9795/
	(株) ウェザーニュース 最適輸送計画支援サービス https://jp.weathernews.com/news/31362/

異常気象時における通行止めの可能性は各サイトのニュースリリースをご覧ください。

2022年春、引越をご検討のお客様！

分散引越にご協力をお願いします！

例年、3、4、9、10月の時期は引越のご依頼が集中します。
特に3月から4月に集中することが例年のパターンから予想されます。加えて、最近の人手不足により、混み合う時期は「希望日にあう事業者が見つからない」など、ご希望に添えない場合もあります。トラブルのないスムーズなお引越のためにも、混雑時期を外したお引越をご検討下さいますようお願い・ご協力をお願い致します。



3月

2022年引越混雑予想カレンダー

4月

日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

	1	2	3	4	5	特に混み合うことが予想されます →							1	2
--	---	---	---	---	---	-------------------	--	--	--	--	--	--	---	---

6	7	8	9	10	11	12	3	4	5	6	7	8	9
---	---	---	---	----	----	----	---	---	---	---	---	---	---

13	14	15	16	17	18	19	10	11	12	13	14	15	16
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

20	21	22	23	24	25	26	17	18	19	20	21	22	23
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

27	28	29	30	31	24	25	26	27	28	29	30
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

特に混み合うことが予想されます

特に混雑が予想されます

混雑が予想されます

やや混雑が予想されます

上記を参考に2月以前または5月以降のお引越しの検討をお願い致します



国土交通省

公益社団法人
全日本トラック協会

都道府県トラック協会

引越事業者選びで悩んだら、 このマーク

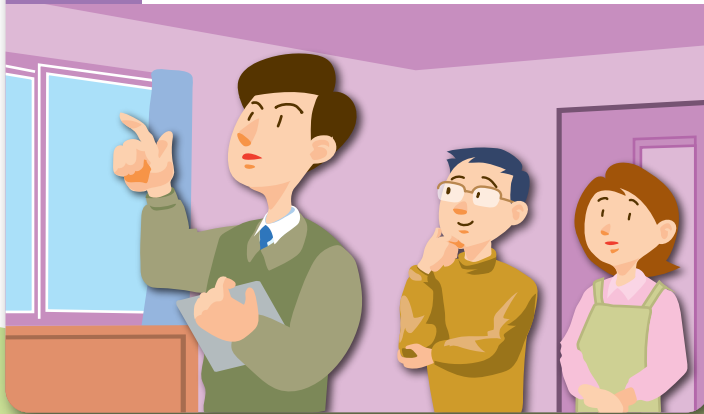
人生のうちに何度もない引越だから、いい事業者と出会い、安心して納得のいく、いい引越をしてほしい。そんな思いから全日本トラック協会では平成 26 年度より「引越事業者優良認定制度」を開始いたしました。この制度は、引越前の下見や見積り、確かな作業などに関する“引越のルール”を守る事業者を、全日本トラック協会が引越優良事業者として認定するもので、優良事業者には「引越安心マーク」を交付します。

引越の
ルール

1

しっかり下見

事前にお客様のお宅へお伺いし、荷物の量などから作業の段取りを提案します。



引越の
ルール

2

きちんと見積り

下見に基づいた運賃・料金を提示します。契約の重要事項(約款)を説明します。



引越の
ルール

3

確かな作業

建物や家具など適切な保護を行い、安全に運びます。



引越の
ルール

4

お客様窓口を設置

万が一、トラブルがあった際ご相談を頂ける窓口を本社(本部)に設けています。



「引越安心マーク」は、(公社)全日本トラック協会が認定する引越優良事業者のマークです。下見・見積り・確かな作業など、“引越のルール”を守る事業者であることのしるしです。

詳しくは… [引越安心マーク](#)

